

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案要綱

第一 総則

一 趣旨

この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「条約」という。）の実施に伴い、原子力損害を賠償するために必要な資金（以下「原子力損害賠償資金」という。）の補助その他必要な事項を定めるものとする。

（第一条関係）

二 定義

1 この法律において「原子力損害」とは、原子力損害の賠償に関する法律（以下「賠償法」という。）第二条第二項に規定する原子力損害（賠償法第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者が工場又は事業所内に設置した原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第二条第七項に規定する原子力施設をいう。）において使用される設備について生じた損害を除く。）をいうものとする。

（第二条第一項関係）

2 この法律において「原子力事業者」とは、規制法第二十三条第一項の許可（船舶に設置する試験研究用等原子炉（同項に規定する試験研究用等原子炉をいう。）に係る許可を除く。）を受けた者及び賠償法第二条第三項第三号から第八号までに掲げる者（国を除く。）並びにこれらの者であった者であつて、原子炉の運転等（同条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）をしているもの（原子炉の運転等をしていたものを含む。）をいうものとする。こと。（第二条第二項関係）

第二 原子力損害賠償資金の補助

国は、原子力事業者が原子力損害の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の合計額に相当する金額が原子力損害の発生の原因となつた事実一について政令で定める金額を超える場合において、当該原子力事業者に対する原子力損害の賠償の請求の訴えについて、条約第十三条1から4までの規定により日本の裁判所が管轄権を有することとされているときは、当該原子力事業者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該原子力損害のうち次に掲げるもの（以下「対象原子力損害」という。）に係る原子力損害賠償資金の一部を補助するものとする。こと。

一 条約の締約国（以下「締約国」という。）の領域内において生じたもの

二 公海（海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）に規定する排他的経済水域（以下「排他的経済水域」という。）を含む。）又はその上空において生じたものであって、次のいずれかに該当するもの

1 締約国、締約国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、締約国の法令に基づいて設立された法人その他の団体、締約国の国籍を有する者又は条約に基づき締約国がその国民とみなす者（以下「締約国等」という。）が受けたもの

2 締約国の国籍を有する船舶若しくは航空機内で生じたもの又は当該船舶若しくは航空機について生じたもの

3 締約国等が設置する人工島、施設若しくは構築物において生じたもの又は当該人工島、施設若しくは構築物について生じたもの

4 締約国の排他的経済水域若しくはその上空又は国連海洋法条約に規定する大陸棚における天然資源の探査又は開発のための活動に関し生じたもの

（第三条関係）

第三 負担金

一 一般負担金

1 一般負担金の徴収及び納付義務

文部科学大臣は、条約第四条1(c)の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者（原子炉の運転等をしているものに限る。2において同じ。）から、毎年度、一般負担金を徴収するものとする事。

（第四条関係）

2 一般負担金の額の算定方法

各原子力事業者から徴収する一般負担金の額の算定方法は、条約第四条1(c)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額、各原子力事業者が行う原子炉の運転等の行為の種類その他の事情を考慮して、政令で定めるものとする事。

（第五条関係）

3 一般負担金の額の決定、通知等

一般負担金の額の決定、通知その他一般負担金の納付等に関し所要の規定を設けるものとする事。

（第六条から第九条まで関係）

二 特別負担金

1 特別負担金の徴収及び納付義務

文部科学大臣は、条約第四条1(b)の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者であつて、その原子力損害（対象原子力損害を含む場合に限る。）の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の合計額に相当する金額が原子力損害の発生の原因となつた事実一について政令で定める金額を超えたものから、特別負担金を徴収するものとする事。

（第十条関係）

2 特別負担金の額の算定方法

1に規定する原子力事業者から徴収する特別負担金の額の算定方法は、条約第四条1(b)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額、当該原子力事業者の対象原子力損害に係る原子力損害賠償資金の額その他の事情を考慮して、政令で定めるものとする事。

（第十一条関係）

3 準用

一の3の規定は、特別負担金について準用するものとする事。

（第十二条関係）

第四 雑則

一 報告徴収及び立入検査

文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(第十三条関係)

二 文部科学省令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令で定めること。

(第十四条関係)

三 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。

(第十五条関係)

第五 附則

一 施行期日

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 経過措置

所要の経過措置について規定すること。

(附則第二項関係)